

福岡県介護分野

就職支援金

貸付のご案内

一定の研修を修了し、初めて介護分野で介護のお仕事に従事される方に対し、就職準備のための費用をお貸しします。福岡県内の介護事業所若しくは施設で、2年間継続して介護職員等の業務に従事した場合は、返還が全額免除されます。

使用例

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る講習会参加費、参考図書購入費
- 介護職員等として働く際に必要となる被服費
- 敷金、礼金又は転居費など転居に伴う費用
- 通勤用の自転車やバイクの購入費

※生活費補填は不可



対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

- 1 福岡県内の介護事業所若しくは施設等に、介護職員等（主たる業務が介護等である職員）として就労する方若しくは就労するに至った方 ※1
- 2 介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を受講し修了した方 ※2
- 3 初めて介護職員等として就労する方
- 4 再就職準備金又は障がい福祉分野就職支援金のほか、同種の資金の貸付を受けたことがない方

※1 裏面を御確認ください。

※2 就職前に研修を修了していることが前提です。ただし、就職と同時に研修を受講する場合、研修修了後に修了証の写しを指定の期限までに提出することを条件に貸付対象としますので、貸付申請時は受講証明書を提出してください。

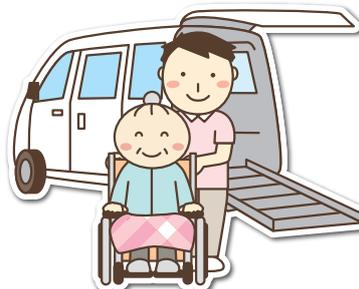
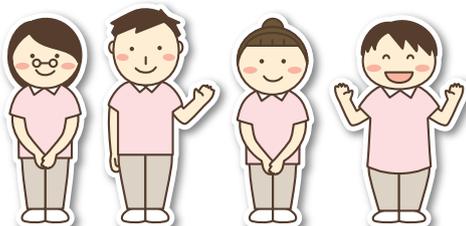
貸付金

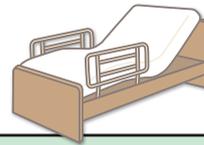
20万円以内

 [1回限り]

申請方法

- 福岡県社会福祉協議会のホームページから申請様式をダウンロードし、関係書類をそろえて、郵送で提出ください。
- 申請期限は、介護職員等として就労した日から3カ月以内です（必着）。（令和3年4月から11月の間に就労した場合の申請は、令和4年2月28日まで）
- 連帯保証人（個人または法人）が1名必要です。
- 申請書受理後、審査を行います。必ず貸付が決定するものではありません。
- 詳しくは事務局ホームページで御確認ください。





対象となる事業所・施設種別	対象となる職種
訪問介護	介護職員等、主たる業務が介護等の業務 (相談業務、施設長業務は含まない)
訪問入浴介護	
通所介護	
通所リハビリテーション	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
第一号訪問事業	
第一号通所事業	



貸付金の返還等

- ・ 県内の介護事業所・施設で2年間(在職期間720日以上かつ従事した日数が360日以上)引き続き介護職員等の業務に従事した場合は、返還が免除されます。
- ・ 返還が免除されるまでは、返還猶予申請をすることにより返還が猶予されます。返還猶予期間中は、現況届(在職証明書)の提出が必要です。
- ・ 貸付時から住所・氏名・従事状況等の変更があった場合は、その都度届出が必要です。
- ・ 退職した場合は、原則返還(退職した翌月から24カ月以内に完済)になります。ただし、退職した翌月に県内で介護職員等の業務に再就職した場合は、この限りではありません。
- ・ 貸付決定された方には、「貸付の手引」をお渡しします。契約が終了となるまでは、諸届出が必要になりますので御確認ください。届出を行わない場合は、一括返還請求となる場合がありますので御承知おきください。

申込・問い合わせ先

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL.092-915-7055

メールアドレス kaigo-s@fuku-shakyo.jp

詳しくはこちら

福岡県社会福祉協議会

検索

QRコード

